

鳥取県告示第 893 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字笏賀字場ヶ谷99、99の1、大字赤松字東嶋ヶ谷534の1、534の4から534の6まで、大字大柿字才治ヶ谷539の1から539の4まで、大字恩地字北ノ谷343の1から343の18まで、字芦谷406の1、406の3、406の7、406の8、大字助谷字陽東谷32の1、32の3、32の58、字大島谷206の13、206の14、字大谷919の5から919の7まで、字大谷上平920の1から920の4まで、921の1から921の4まで、大字久原字西山147の1から147の3まで、147の39から147の68まで、字狭戸146の1、146の9から146の11まで、字榎谷658の1から658の3まで、659、661の2から661の7まで、662から668まで、字寺谷942の38から942の107まで、大字柿谷字大畑1161、1162の1、1164、1165、1167から1171まで、字大畑平1433の1、1433の2、1434、1435の1、大字曹源寺字収平25の4から25の38まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）